

(変更)

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	1	担当課	地方局地域政策課
法令名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	根拠条項	22-2	不利益処分の種類	業務に関する必要な指示		

○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年 6 月 20 日法律第 57 号）
（指示）

第二十二条 第 1 項 略

2 国土交通大臣は、自動車運転代行業者又はその運転代行業務従事者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定（第十一条、第十二条、第十三条第一項から第三項まで及び第五項、第十五条、第十七条、第十八条、第二十条第二項並びに前条第二項に係るものに限る。次条第二項において同じ。）に違反し、又は運転代行業務に関し道路運送法第四条第一項、第四十三条第一項若しくは第七十八条の規定に違反した場合において、自動車運転代行業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときは、当該自動車運転代行業者に対し、当該業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することができる。この場合において、国土交通大臣は、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対し、当該指示をした旨を通知しなければならない。

<参考>

○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年 6 月 20 日法律第 57 号）
（都道府県が処理する事務）

第二十八条 この法律に規定する国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成 14 年 2 月 6 日政令第 26 号）
（都道府県が処理する事務）

第七条 法に規定する国土交通大臣の権限（法第十三条第四項に規定するものを除く。）に属する事務は、自動車運転代行業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

2 前項の場合においては、法中同項に規定する事務に係る国土交通大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。